南大隅町立根占中学校いじめ防止基本方針

学校教育目標

社会を生き抜く確かな学力と豊かな心を持つ，たくましい生徒を育成する

家庭・地域との連携
・各家庭
・PTA
・各地域

関係機関との連携
・スクールカウンセラー
・スクールソーシャルワーカー
・警察
・町教育委員会
・児童相談所
・役場介護福祉課
・町保健センター

【いじめ対策委員会】

目的　学校いじめ防止基本方針を策定し，その運用をはかること。
組織構成　校長・教頭・生徒指導主任・養護教諭・各学年担当
SC・SSW，その他校長が必要と認める者
活動　いじめ防止のための指導，いじめ事案発生時の対応の協議など
開催　必要に応じて開催する。

・道徳の授業での扱い
・分かる授業
・朝の会，帰りの会の充実
・清掃の励行
・生徒会活動の活性化
・PTA活動の活性化

【いじめの未然防止】

道徳・学活の授業において，いじめを題材とした授業を行う。
教育活動全体を通じて道徳教育・人権教育の充実を図る。
職員研修でいじめや人権に関する研修を行う。
学校便りや学級通信による啓発を行う。
学校評価による検証と基本方針を見直す。
生徒会活動における一人一役，朝の挨拶運動，清掃作業などの取組。
子どもとのコミュニケーション。
PTA活動の活性化。

・生徒指導委員会
・学年部会
・職員会議
・教育相談
・職員研修
・学校ネットパトロール事業
・スクールカウンセラー
・スクールソーシャルワーカー
・啓発資料の活用

【いじめの早期発見】

定期および随時の教育相談を実施する。
日記等により生徒の心情を把握する。
学校生活アンケートによるいじめに関する情報収集。
保護者による子どもの家庭での様子の観察。
家庭・地域からの情報収集（PTA各会合，学校評議員，教育モニター）
職員，生徒，保護者による登下校指導

【いじめに対する措置】

職員は，いじめを発見したり，いじめの相談を受けたりしたら当委員会に報告し，
当委員会が対応策を速やかに検討し実施する。
被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
当委員会は加害生徒に対して，組織的，継続的な観察および指導を行う。
全職員の共通理解，保護者の協力，スクールカウンセラー・児童相談所などの関係機関との連携のもとで支援・指導及び助言を行う。また，指導後も継続観察・面談等を通して，いじめが解消しているか確認する。
ネット上のいじめの対応については，必要に応じて警察とも連携して行う。
当委員会は，いじめをした生徒の保護者への指導及び助言を行う。

【重大事態への対処】

当委員会は，町教育振興課に事態を報告し，連携して対処する。
当委員会は，被害生徒の緊急避難措置および加害生徒への懲戒を検討し，実施する。
当委員会は，必要に応じて警察および児童相談所に通告または相談する。
当委員会は，必要に応じて保護者会を開き，保護者に対して事態の説明を行う。